

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機
（381））

2. 日時：令和3年2月9日 10時00分～10時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、建部主任安全審査官、照井安全審査
官、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

山本執行役員 電源事業本部 担当部長（原子力安全技術）他8名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等
への適合性のうち第59条運転員が原子炉制御室にとどまるための設
備について、令和3年2月8日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】

BOP閉止装置の閉止判断基準として「原子炉冷却材圧力バウンダリ
が破損した場合には、漏えい個所の隔離又は原子炉圧力容器の
減圧が完了している場合」を設定した考え方を具体的に説明すること。

（3）中国電力株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解し
た旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし